

(仮称)刈谷市コミュニティバス「かりまる」等キャッシュレス決済システム導入
業務委託 公募型プロポーザル共通実施要領

1 目的

本実施要領は、令和8年2月に路線再編及び有料化を予定している、(仮称)刈谷市コミュニティバス「かりまる」(以下「かりまる」という。)の利便性向上のため、運賃支払いのキャッシュレス化を実施し、「かりまる」利用者、「かりまる」運行事業者及び市職員の負担軽減や業務効率化を一体的に推進する決済システムを開発することが可能な業者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名称

(仮称)刈谷市コミュニティバス「かりまる」等キャッシュレス決済システム導入業務委託

(2) 業務内容

別紙(仮称)刈谷市コミュニティバス「かりまる」等キャッシュレス決済システム導入業務委託仕様書のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

※令和8年2月1日(日)を本稼働予定日とする。

(4) 提案上限額(消費税及び地方消費税を含む)

ア システムの導入経費 9,372,000円

イ システムの保守経費 88,000円 ※2ヶ月分

ウ システムの利用料 1,205,600円 ※2ヶ月分

エ システム端末等の購入費 22,781,000円

3 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者(以下「参加希望者」という。)は、次の全ての要件を満たすものとする。

- (1) 刈谷市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 刈谷市入札参加資格停止要領に基づく入札参加資格停止を受けていないこと。

4 参加に関する留意事項

本プロポーザルへ参加するにあたっては、次に掲げる事項に留意すること。

(1) 費用負担

参加にかかる全ての書類作成及び提出に必要な費用は、参加希望者の負担とする。

(2) 提出書類の取り扱い及び著作権

提出書類の著作権は、それぞれの参加希望者に帰属する。ただし、提出書類は、返却しないものとする。

(3) 特許権等の使用責任

提出内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、施行方法等を使用した結果生じた責任は、参加希望者が負うものとする。

(4) 提出資料の取り扱い

提出された資料は、本プロポーザル以外の目的では使用しない。

(5) 参加希望者の複数提案の禁止

参加希望者は、複数の提案を行うことはできない。

(6) 提出書類の変更禁止

提出した書類の変更はできない。なお、刈谷市は当該提出書類について後日参考資料を求めることができるものとする。

5 提案募集及び選定のスケジュール

項目	日程
① 公募開始	令和7年3月31日（月）
② 参加表明書の提出期限	令和7年4月4日（金） 17時まで
③ 質問受付期限	令和7年4月8日（火） 17時まで
④ 質問に対する回答	令和7年4月14日（月）
⑤ 提案書等提出期限	令和7年4月18日（金） 17時まで
⑥ 審査会	令和7年4月23日（水）
⑦ 審査結果通知	令和7年4月30日（水）
⑧ 契約の締結	令和7年5月（予定）

6 参加表明

参加希望者（共同提案の場合、代表事業者）は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。

（1）提出期限

令和7年4月4日（金） 17時まで

（2）提出方法

都市交通課（tokou@city.kariya.lg.jp）宛てに件名を「プロポーザル参加表明書（事業者名）」として提出すること。また、参加表明書の提出後、事務局に電話で受信確認をすること。

7 実施要領等に関する質問受付及び回答

本事業のプロポーザルの内容について質問のある者は、質問書（様式第2号）により提出すること。

（1）提出期限

令和7年4月8日（火） 17時まで

（2）提出方法

都市交通課宛てに電子メールで提出すること。その際、件名を「プロポーザルに関する質問（事業者名）」とすること。

（３）回答日

令和７年４月１４日（月）

（４）回答方法

参加表明書を提出した全ての事業者（共同提案の場合、代表事業者）へ電子メールで回答する。原則、電話、口頭の質問は受け付けない。

８ 企画提案書の提出

（１）提出期限

令 7 年 4 月 1 8 日（金） 1 7 時まで（必着）

（２）提出先

刈谷市都市政策部都市交通課

（３）提出方法

持参、郵送または電子メールで提出すること。なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間内に到着したものに限り受け付ける。なお、郵送事故等については参加者の自己責任とする。

（４）提出書類

ア 企画提案書（ページ番号を付すこと。）

※プレゼンテーションは、提案書を使用して行うこととする。

イ 見積書

（５）提出部数

電子データを提出すること。

９ 企画提案書等の作成要領

（１）実施方針

本業務の実施方針案、プロセス案及び留意すべき事項について記載するこ

と。

(2) 業務の実施方法

仕様書に記載の事項に基づき、実施方法、実施提案、本業務の目的に照らし必要と考える事柄について記載すること。

(3) 業務スケジュール

業務のスケジュールを記載すること。

(4) 見積額

システムの導入経費、システムの保守経費、システムの利用料及びシステム端末等の購入費それぞれで見積書を作成すること。また、システムの保守経費及びシステムの利用料は、年額及び月額を記載すること。

(5) 業務実施体制

業務の実施体制を記載すること。

(6) キャッシュレス決済に関する業務実績

提案を行う法人及び担当者において、類似業務実績があれば記載すること。

10 審査

(1) 審査会の開催

開催日時 令和7年4月23日(水) 時間未定

※開催場所及び時間は別に通知する。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションに参加できる者は2名以内とする。

イ 持ち時間はプレゼンテーション15分以内、質疑応答5分程度とする。

ウ 予定された開始時間を過ぎた場合は、所要時間に含めることとする。

エ プレゼンテーションに際して、プロジェクタ等の機器を用いることができる。なお、刈谷市で準備する機材は、プロジェクタ、スクリーンとし、参加表明書等の提出に併せて申し出ること。他の機材は参加者にて当日持参すること。

オ 参加者が1者の場合は、プレゼンテーションを実施しない場合がある。

(3) 審査基準

審査は以下の基準で実施する。

項目		審査基準	配点
①実施方針		業務目的や本市の状況を理解しているか。	10
②業務の実施方法	スマートフォンなどにインストールするアプリケーションを用いたシステム	具体的かつ実現可能な提案であるか。 提案内容が優れたサービスであるか。	10
	アプリインストール不要で、既存の電子カードを用いて支払いができる方法（クレジットカードタッチ決済など）	具体的かつ実現可能な提案であるか。 提案内容が優れたサービスであるか。	10
	複数の運賃形態への対応	具体的かつ実現可能な提案であるか。 提案内容が優れたサービスであるか。	10
	乗降位置データ、利用時間、利用路線、移動傾向などのデータの取得、提供	具体的かつ実現可能な提案であるか。 提案内容が優れたサービスであるか。	10
	リーダー及び車載器の設置、他の車両への移設の容易性、汎用性	容易かつ汎用性の高い提案であるか。	10
	利用者の乗降記録、基礎情報のサーバー上での記録、更新	具体的かつ実現可能な提案であるか。 提案内容が優れたサービスであるか。	10
	アプリケーション上での利用者の利便性に資する機能の搭載	具体的かつ実現可能な提案であるか。 提案内容が優れたサービスであるか。	10
③業務スケジュール		本市で必要となる手続き等を見据えたうえで、実現可能で具体的な工程が示されているか。	5
④見積額		経費見積額は適正か。	5
⑤業務実施体制		業務を適切に実施するための人員が配置されているか。それぞれの役割分担が明確に設定されているか。	5
⑥キャッシュレス決済に関する業務実績		法人及び担当者において、キャッシュレスシステムに精通しているか。	5

(4) 審査方式

企画提案書及びプレゼンテーションの内容を基に、審査会において「審査項目と配点」に従い評価し、総合得点の最も高い提案をした参加者を最優秀提案者として決定する。また、参加者が1者のみの場合は、書類審査により業務契約候補者を決定する。ただし、合計点数が6割未満であった場合においてはこの限りで

はない。なお、同点の場合には、再議のうえ委員の多数決により選定する。

(4) 審査結果の通知及び公表

審査の結果は、参加希望者に文書により通知する。原則、電話や口頭、FAX、電子メール等による問合せには応じない。

1.1 失格条項

参加希望者又は参加希望者の提出書類が、次の事項のいずれかに該当する場合には、当該参加希望者を失格とし、そのプロポーザルの提案は無効とする。

- (1) 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- (2) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 本実施要領に違反すると認められる場合
- (5) 参加表明書又は提案書に虚偽の記載をした場合

1.2 その他

この要領に定めのない事項については、必要に応じて参加希望者と刈谷市が協議して定めるものとする。

1.3 問合せ先及び提案書提出先

刈谷市都市政策部都市交通課公共交通係 担当：岡田、五明、加藤

住 所：〒448-8501 刈谷市東陽町1丁目1番地

電 話：0566-95-0004

FAX：0566-23-9331

メール：tokou@city.kariya.lg.jp